

Startup Guide

大学発ベンチャー起業ガイド

本ガイドについて

本ガイドは、本学教職員や学生の皆さんが大学発ベンチャー（特に大学等または大学等の教員が所有する知的財産権を基に起業するベンチャー）を起業する際に検討すべき事項、必要となる手続き、留意する点について、最初の導入として概観を把握いただくことを目的に整理したものです。実際に起業する際には、本ガイドで記載されている項目以外にも様々なことをより具体的かつ詳細に検討、準備する必要がありますので、起業の構想段階から、早めに知的財産・ベンチャー支援室ベンチャー支援グループにご相談ください。

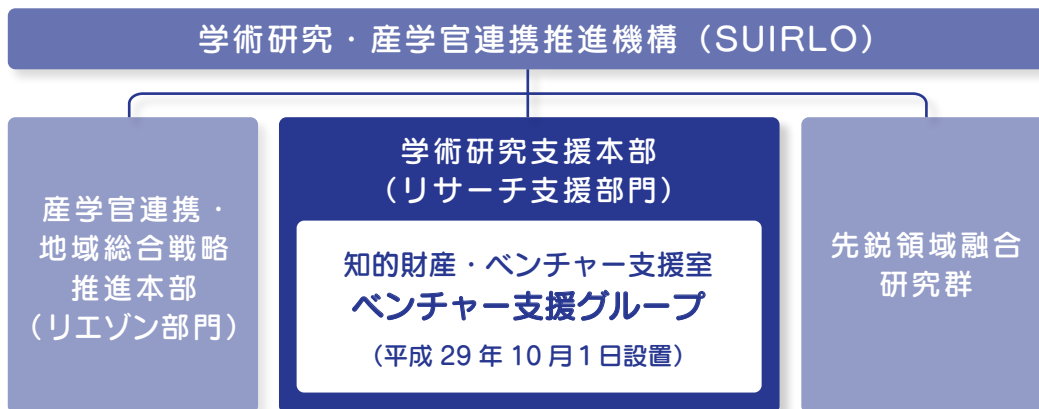
一般的に、会社設立には多くの手続きが必要であり、本ガイドだけではもちろん十分ではありませんが、この「大学発ベンチャー起業ガイド」が、大学発ベンチャーの起業を計画している学内の教職員や学生の皆さんの一助となれば幸いです。

信州大学におけるベンチャー支援組織

信州大学における大学発ベンチャー支援体制

信州大学では、平成 29 年 10 月に知的財産・ベンチャー支援室ベンチャー支援グループを立ち上げ、大学の研究成果をもとにした「信州大学発ベンチャー」の創出や成長を支援しています。

平成 30 年 3 月には「国立大学法人信州大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程」を策定し、認定した大学発ベンチャーに対して、事業フェーズに応じた支援メニューを提供しています。



相談窓口

信州大学 学術研究・産学官連携推進機構 (SUIRLO)
知的財産・ベンチャー支援室 ベンチャー支援グループ

松本キャンパス 信州地域技術メディカル展開センター 203

TEL : 0263-37-2037 (内線 : 811-2062)

E-mail : venture@shinshu-u.ac.jp





1. ハンズオン支援の提供

知的財産・ベンチャー支援室ベンチャー支援グループにて、ベンチャー起業に関心を持つ研究者や学生等に対して、事業計画の作成、学内手続きや会社設立のサポート、金融機関とのマッチング等のハンズオン支援を提供しています。さらに、信州大学発ベンチャーに対して、インキュベーション施設等の優遇利用、ベンチャーキャピタル・地域金融機関とのマッチング、販路開拓支援等、事業フェーズに応じたハンズオン支援を提供しています。

2. インキュベーション施設の紹介

信州大学オープンベンチャー・イノベーションセンター（OVIC） 上田キャンパス

信州大学オープンベンチャー・イノベーションセンター（OVIC）は、産学官が一つ屋根の下に集い、多様な連携や交流のもとで新たな技術革新（＝イノベーション）創出を加速するためのインキュベーション施設です。信州大学の持つ資源を積極的に活用し、大学の教員や学生とも共同した新たなビジネスの創出や事業化を応援します。

その他各キャンパスのインキュベーション施設

松本キャンパス

▶ 信州地域技術メディカル展開センター（CSMIT）

長野（工学）キャンパス

- ▶ 信州科学技術総合振興センター（SASTec）
- ▶ 長野市ものづくり支援センター（UFO Nagano）
- ▶ 国際科学イノベーションセンター（AICS）

上田キャンパス

- ▶ ファイバー・イノベーション・インキュベーター（Fii）
- ▶ 先端植物工場研究教育センター（SU-PLAF）
- ▶ 浅間・リサーチ・エクステンション・センター（AREC）

3. 信州大学発ベンチャーの認定

本学と大学発ベンチャーとの関係性を明確化するとともに、本学における大学発ベンチャーの円滑かつ適正な支援を図ることを目的として、「信州大学発ベンチャー」の認定を行っています。認定となったベンチャーには、インキュベーション施設の貸与、インキュベーション施設（学内住所）等での商業登記の許可、事業計画のブラッシュアップ、各種支援施策に関する情報提供、金融機関や事業会社とのマッチング等の支援を提供しています。

信州大学発ベンチャーの定義

大学の研究成果を事業化することを主たる目的とし、以下のいずれかに該当する法人

- 1 本法人に帰属する知的財産権をもとに起業したもの
- 2 本法人で達成された研究成果又は習得した技術に基づいて起業したもの
- 3 本法人の教職員、信州大学の学生等が発起人又は設立時に取締役相当となる等して起業したもの（教職員、学生等が退職、卒業等の後に起業した場合については、設立まで他の職に就かず、かつ、退職、卒業等から起業までの期間が3年以内のものに限る。）
- 4 その他学長が特に必要と認めたもの



称号記授与式の様子
(AKEBONO 株式会社 井上代表と濱田学長)



記念撮影
(SSST 株式会社 倉沢代表と濱田学長)

4. 信州大学ベンチャーピッチ

本学の研究成果をもとにした大学発ベンチャーの起業を検討している教職員及び学生の起業意欲を高めることを目的として、信州大学ベンチャーピッチを実施しています。

本ピッチイベントの最優秀賞受賞者には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施するNEDOTCP（NEDO Technology Commercialization Program）への出場権が与えられるとともに、本学広報媒体への掲載、本学ベンチャー支援グループ及び連携支援機関が継続して起業支援を提供します。



最優秀賞受賞「CryptoBioScope」
（左から農学部4年 古家岳さん、農学部 喜井勲教授、バイオメディカル研究所 梅澤公二助教）

5. 信州大学 POC ファンド

論文や特許公報等による情報だけでは捉えにくい技術の有効性や事業化のイメージを、試作品を作成すること等により具体化しやすくするとともに、より製品に近いレベルでの評価・検証等を可能とすることにより、企業への技術移転や大学発ベンチャー創出を促進することを目的として、信州大学 POC ファンドを実施しています。

6. 大学発技術系ベンチャー実践論

「自身が研究する技術・専門性」を活用し、実社会での起業や新規事業化につなげる実践的な知識・考え方を会得する機会を提供することを目的として、大学院総合理工学研究科（大学院生以外も聴講可能な公開授業）にて、「大学発技術系ベンチャー実践論」を開講しています。この講座は、三井住友信託銀行株式会社、株式会社レジェンド・パートナーズ、NES 株式会社との起業家教育及び起業支援に関する協定書に基づき実施しており、起業家やベンチャーファンド関係者による授業等を通じて、新規事業の立ち上げに意欲的な大学院生の養成を目指します。



調印式の様子
（左から三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 野口謙吾氏、信州大学長 濱田州博、株式会社レジェンド・パートナーズ取締役会長 海老根智仁氏、NES 株式会社代表取締役 今川信宏氏）

7. 外部機関との連携

ベンチャーの起業に関心を持つ研究者や学生、信州大学発ベンチャー等に対して、それぞれのフェーズに応じたハンズオン支援を提供するにあたり、さまざまな外部機関と連携しています。

連携支援機関

※五十音順

NES 株式会社 / KDDI 株式会社 /
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） /
株式会社信州 TLO / 長野県・信州スタートアップステーション（SSS） /
三井住友信託銀行株式会社 / 株式会社レジェンド・パートナーズ

兼業

兼業

- 大学発ベンチャーの起業に際し、教員自らが発起人、最高技術責任者（CTO）、取締役等に就任されるケースがありますが、その際には事前に学長による兼業の許可を受けることが必要です（※1）。
- 本学の兼業手続きは「国立大学法人信州大学職員兼業規程」により定められており、営利企業の役員兼業は、「技術移転役員兼業」、「研究成果活用役員兼業」、「監査役員兼業」及び「社外取締役兼業」がありますが、ここでは大学発ベンチャーが該当する「研究成果活用役員兼業」について記載します。

研究成果活用役員兼業

- 報酬の有無に関わらず、大学発ベンチャーの発起人、CTO、取締役（社外取締役を除く（※2））、理事、顧問、評議員等に教員が就く場合に該当します。兼業の審査は、各部局の兼業審査の後、全学の兼業審査を行うことから、申請から許可まで最低2か月は必要（※3）となりますので、起業の構想段階から、知的財産・ベンチャー支援室ベンチャー支援グループにご相談ください。

代表取締役の兼業

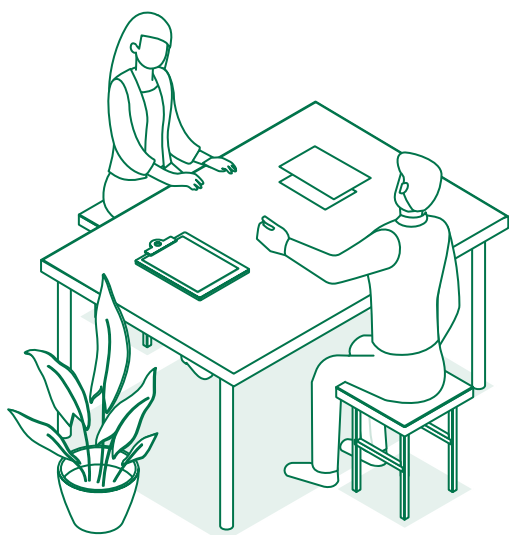
- 本学の規程上、代表取締役の兼業は禁止されてはいませんが、兼業先の事業に関する責任が重大な場合や、職務の遂行に必要と考えられる時間が長大な職である場合は、認められません。
- 一般的に大学発ベンチャーの経営は、予期せぬ様々なことが発生し、多くの時間が割かれることが想定されます。

※1 CTO、顧問、評議員のうち、企業の経営に参画する実態が皆無であり、かつ、経営上の責任もまったく負担しなくて良いことが、書面又は定款等で明らかに区別される場合には、各部局の許可権者による許可で足りる場合もあります。

※2 社外取締役の場合には「社外取締役兼業」となります。こちらも学長による兼業の許可が必要です。

※3 申請に必要な書類等は「国立大学法人信州大学職員兼業許可等実施細則」を参照してください。

<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/act/frame/frame110000133.htm>



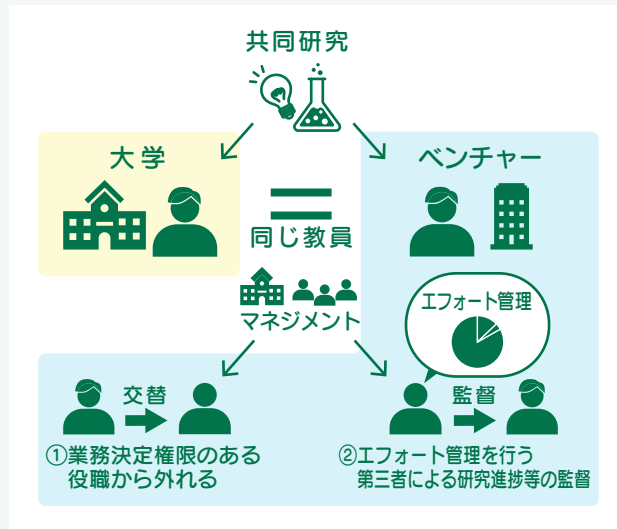
利益相反

利益相反

- 利益相反とは、「産学連携活動において、『教育研究に関する本法人及び役職員個人の責任と利益』と『産学連携活動に費やす本法人及び役職員個人の責任と利益』との調和が崩れ、本法人及び役職員としての責任よりも、本法人及び役職員自ら又は第三者の利益を優先させるおそれがある状態」をいいます（国立大学法人信州大学産学連携利益相反マネジメント規程第2条第1項第1号）
- 大学発ベンチャーに当てはめると、「大学の教職員（研究者）としての責任と利益」と「ベンチャー企業の関係者としての責任と利益」が相反する状態となります。大学発ベンチャーは大学の研究活動の延長線上にあることが多いため、エフォート、研究資金や知的財産権、物品・人材等の重複や混同が生じ易くなります。教職員が大学発ベンチャーの経営に関与する場合はなおさらです。
- 産学連携活動において利益相反状態が生じることは日常的であり、それ自体は問題ではありません。外部から見たときに、大学の教職員としての責務（教育・研究・社会貢献）を疎かにして、大学発ベンチャーに資する活動に注力していると疑われるようなことがないように、利益相反マネジメントが必要です。

具体的な利益相反マネジメント事例

- 情報開示：利益相反状態にある大学発ベンチャーとの関係（共同研究や知的財産権のライセンス等）をきちんと開示することで、透明性を確保することができます。
- マネジメント体制の構築：大学の研究と大学発ベンチャーの判断や予算執行を同じ人物が行う場合、容易に一方の利益を誘導することができます。このような個人の意図的な判断を排除できる人員配置、エフォート管理、監査等のマネジメント体制を整備します。
- マネジメントの事例として、例えば、大学と共同研究等を行う場合には、大学発ベンチャーにおいて業務決定権限のある役職から外れる、人材の重複が避けられない場合には、エフォート管理を行う第三者が研究進捗等を監督する等の方法が考えられます。



利益相反マネジメントにかかる手続き

- 信州大学では、産学連携活動における利益相反を適切にマネジメントし、産学連携活動の一層の推進を図ることを目的とする「国立大学法人信州大学産学連携利益相反マネジメント規程」を設けています。
- 大学発ベンチャーの設立時には、教職員と大学発ベンチャーとの関係性について利益相反自己申告書により大学に届出てもらい（規程第13条第1項第1号）、利益相反状態とマネジメント方法等について大学組織として確認を行っています（規程第6条第3号）。

① 事業計画書

「事業計画書」は、新たに事業を始める際に必要となる、事業内容や数値計画等の様々な要素をまとめた資料で、投資家から資金調達を行う時等に活用するものです。事業計画は検討を進めていく段階で何度も見直し、ブラッシュアップして完成度を高めていきます。

事業計画書には決まったフォーマットはありませんが、ベンチャーキャピタル（VC）等の投資家に対して説明する際には、会社の目的、課題、解決策、市場規模、競合比較、ビジネスモデル、チーム、資金計画等を記載するのが一般的です。

事業計画書を取りまとめる上で最も重要なポイントは、「誰の」「どのような課題」に取り組み、それを「どうやって解決するか」を検討することです。大学発ベンチャーでは、事業化したい技術や製品サイドからアプローチすることが多く見られますが、顧客や社会に存在する課題を発見する方向からも検討してみましょう。

また、事業計画書は説明する対象によって、求められる内容も変化します。説明しようとしている相手から求められている内容を理解した上で、事業計画を作成することが重要です。



② 知的財産戦略

技術系ベンチャーを創業する上で「知的財産戦略」は非常に重要です。事業化を見据えて自社の技術の特許化し、参入障壁を構築したり、権利を広くライセンスすることで市場拡大を図ったり、技術情報をノウハウとして秘匿化（ブラックボックス化）して競争優位を確保する等、様々な戦略が展開可能です。一方で、ビジネスにおいては他者の知的財産権に抵触・侵害しないことも非常に重要です。他者の権利を無断で使用することは違法であり、他者の権利に抵触・侵害した場合は、膨大な賠償金や事業の差止めを請求される可能性があります。そのため、事業開始前に慎重に調査を行う必要があります。もし、他者の特許を抵触・侵害する可能性がある場合には、回避方法を検討したり、権利者からライセンス供与を受けたりすることもできます。

信州大学の教職員として創出し、特許出願・権利化した特許権に基づいて大学発ベンチャーを設立する場合には、権利者である信州大学との間で特許の実施許諾に関する契約を締結する必要があります。当該特許権の発明者が設立したベンチャー企業であっても自由に実施できるわけではありません。特許権だけでなくソフトウェア等の著作物やノウハウ等の研究成果に基づいて大学発ベンチャーを起業する場合は、早めに知的財産・ベンチャー支援室にご相談ください。

技術系ベンチャーにとって、技術シーズは最も重要です。起業を考えている場合は、得られた研究成果について特許化の可能性を常に意識する必要があります。特許出願前に、学会やジャーナル等で発表したり、第三者に開示すると特許権を取得できなくなる可能性があります。このため、開発段階の技術シーズやアイデアを発表したり、試作品を第三者に見せたりする場合には、秘密保持契約を締結する等細心の注意が必要です。

③ 資金調達

大学発ベンチャーを起業するにあたり、会社設立に必要な資金を自己資金だけでは準備できない場合には、第三者から資金を調達する必要があります。**資金調達の方法には、主に融資と投資（出資）の2種類**があり、それぞれのメリット・デメリットを理解した上で調達方法を決める必要があります。これ以外の資金調達方法として、国や地方自治体等の公的機関が提供する「助成金・補助金」や、新たな資金調達方法として活用されている「クラウドファンディング」等もあります。

● 投資（出資）

投資家から株式と引き換えに資金を調達する方法で、投資により得た資金に返済の義務はありません。投資家は、投資したベンチャー企業の将来的な成長を期待し、IPO や M&A の機会を通じて取得した株式を売却してキャピタルゲインを得ることを目的としています。ベンチャー企業の成長が株価の上昇に直接つながることから、投資家から様々な支援を得られることもあります。

その一方で、**投資家に自社の株式を譲渡することで、株主として議決権を与えることになる点には注意が必要**です。出資比率に応じて、経営への関与の度合いは高くなり、会社の経営方針に重大な影響を与えることもあります。このため、いつ、誰から、どれくらいの株価で、どれくらいの資金を調達するか慎重に検討する必要があります。

投資家には、ベンチャーキャピタル（VC）、エンジェル（個人投資家）等があります。VC にも、独立系、金融機関系、事業会社系（CVC）、政府系等があり、それぞれが独自のスタンスで投資を行っています。

事業をより大きく成長させ、将来的に上場したいと考えているベンチャー企業にとって、VC から出資を受けることは効果的です。そのためには、具体性のある事業計画を策定し、自社の優位性や成長性を説明することが必要となります。

● 融資

金融機関等から必要な資金を借り入れる調達方法です。融資金額の元本に利息を付けて返済する義務が生じます。このため、**安定した収益が見込める事業計画が立てられない場合は、融資を受けることは困難**です。また、月々の返済が負担となり、十分な開発資金を確保できなくなるリスクもあります。その一方で、出資比率を下げずに済むことから、**経営に関する自由度を維持したまま資金を確保**することができ、**調達コストも投資と比較して低い**といったメリットもあります。また、金融機関から融資を受けた実績が社会的信用を高める効果も期待できます。

融資を行っている金融機関は、政府系金融機関（政策金融機関）、地方自治体（制度融資）、民間金融機関（銀行、信用金庫等）があります。

政府系金融機関（政策金融機関）は、政府が経済発展、国民生活の安定等といった一定の政策を実現する目的で設立し、出資金のうちの多く（または全額）を政府が出資している金融機関の総称です。政府系金融機関の中でも、日本政策金融公庫は、創業企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献を目的として、さまざまな創業支援メニューや融資制度を設けており、民間金融機関と比較して、低い金利、無担保、無保証で借り入れを行うことができます。

地方自治体（制度融資）は、中小企業等に対して、地方自治体が自身の資金を預託した金融機関の融資の紹介を行い、信用保証料や利率を補助することで融資を受けやすくして、利用者の負担軽減を図る制度です。融資を受けるには信用保証協会の保証が必要となります。地方自治体、信用保証協会、窓口となる金融機関にて手続きが必要となることから、申込みから融資実行までに時間を要するので、注意が必要です。その一方で、民間金融機関よりも低い金利で長期間の借入を行うことができ、自治体によっては無担保・無保証のメニューを用意していることもあります。

民間金融機関は、メガバンク、地方銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関です。政府系金融機関や地方自治体（制度融資）と比較して、審査基準が厳しく、創業時に融資を受けることは、多くの場合難しいのが現状です。

STEP 1

基本事項の決定

商号、会社の目的、本店所在地、資本金の額、設立時発行株数、役員の構成及び任期、決算期等の会社の基本事項を決定し、決定した基本事項をもとに発起人会議事録（※発起人が1名の場合は、発起人決定書）を作成します。



STEP 2

定款の作成

定款とは、会社経営に関する基本事項を定めた規約のことで、会社の憲法とも呼べるものです。株式会社の場合は、定款を3部（会社保管用原本、公証役場提出分、法務省提出分）作成します。



STEP 3

定款の認証

公証役場にて、定款の認証を受けます。定款の認証は、本店の所在地を置く都府県にある公証役場で行います。定款の認証には、発起人の実印及び印鑑証明書等が必要です。認証にかかる費用は、認証手数料5万円、収入印紙4万円（電子認証の場合は不要）です。



STEP 4

会社の印章の作成

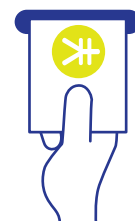
登記の際に代表者印を届出の必要があることから、印鑑を作成します。代表者印（実印）や銀行印、角印（社印）を作成することが一般的です。



STEP 5

出資金の払い込み

発起人は引き受けた株数に相当する金額を、金融機関に払い込みます。この払い込まれた口座の通帳の表紙、表紙裏（支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページ）、振込記録のあるページをコピーします。これらのコピーとあわせて「払い込みを証する書面」を作成します。



STEP 6

設立時役員等の選任

発起人は、出資の履行が完了したら、遅滞なく設立時役員等を選任する必要があります。発起人の議決権の過半数により設立時取締役（監査役を置く場合には設立時監査役もあわせて）を選任します。取締役が複数いる場合には代表取締役を決定し、「代表取締役選任決議書」を作成します。なお、あらかじめ定款にて役員、代表取締役を定めている場合には、これらの手続き及び書面は不要です。設立時取締役・監査役は、選任された後、遅滞なく設立事項の調査を行い、法令違反、定款違反、不当な事項があった場合は発起人に通知します。

STEP 7

登記申請

「株式会社設立登記申請書」「登録免許税の収入印紙貼付台紙」「定款」「設立時取締役の就任承諾書」「取締役の印鑑証明書」「払い込みを証する書面」「印鑑届書」等の必要書類を作成し、本店所在地の法務局に設立登記の申請を行います。設立登記における登録免許税は、資本金の1000分の7の額（15万円に満たない場合は15万円）です。申請内容に不備がなければ、7～10日程度で登記完了となります。

STEP 8

設立後の手続き

登記完了後、税務署、県税事務所、市町村、年金事務所等への書類の提出が必要となることから、遅滞なく行う必要があります。





発行・相談窓口

信州大学 学術研究・産学官連携推進機構（SUIRLO）
知的財産・ベンチャー支援室 ベンチャー支援グループ
松本キャンパス 信州地域技術メディカル展開センター 203
TEL：0263-37-2037（内線：811-2062）
E-mail：venture@shinshu-u.ac.jp

2021年3月発行